

令和 7 年 6 月 30 日

令和 7 年第 2 回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和 7 年 6 月 26 日付託分)

総 務 局

目 次

	ページ
1 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の概要……………	1
2 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要 ……	3
3 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の概要・	4
4 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の概要【総務局関係】……………	6
5 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要……………	7
6 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例の概要【総務局関係】……………	8
7 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要……………	9
8 不動産の処分の内容……………	10

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 総務局

【議案（条例その他 その3） 定県第61号議案】

1 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

知事等の旅費について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正する条例（13条例）

- ア 知事及び副知事の給与等に関する条例
- イ 教育長の給与等に関する条例
- ウ 公営企業管理者の給与等に関する条例
- エ 監査委員の給与等に関する条例
- オ 教育委員会委員の報酬等に関する条例
- カ 公安委員会委員の報酬等に関する条例
- キ 神奈川県労働委員会の委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例
- ク 人事委員会委員の給与等に関する条例
- ケ 神奈川県収用委員会委員その他の者の給与等に関する条例
- コ 海区漁業調整委員会委員及び専門委員の報酬等に関する条例
- サ 内水面漁場管理委員会委員の報酬等に関する条例
- シ 選挙管理委員等の報酬等に関する条例
- ス 証人等の費用弁償に関する条例

(3) 改正の内容

- ア (2)アからウの条例について、宿泊料の名称を宿泊費に改めた上で支給額を以下のとおりとする。また、宿泊手当として職階区分を設けず支給額を一律とするため、食事料の欄を削除する。

区分	改正前	改正後
支給額	16,500円 (内国)	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、内閣総理大臣等に適用される額（現に支払った額に限る。）

- イ (2)エからシの条例について、宿泊料の名称を宿泊費に改めた上で支給額を以下のとおりとする。また、宿泊手当として職階区分を設けず支給額を一律とするため、食事料の欄を削除する。

区分	改正前	改正後
支給額	16,500円 (内国)	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等に適用される額（現に支払った額に限る。）

ウ (2) スの条例について、旅行雑費に係る規定を削除する。

(4) 施行期日

令和7年10月1日

2 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する
条例の概要

(1) 改正の趣旨

旅費の種目に関する規定等について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 旅費の種目及び内容を規則に委任する。（改正後の第6条関係）

イ 職員に対する旅費の支給に代えて、旅行業者等に対する直接の支払を可能とする。（改正後の第2条第7号、改正後の第3条第6項、改正後の第7条第1項関係）

ウ 旅行の中止に伴うキャンセル料の支給要件に、旅行命令を変更した場合等を追加する。（第3条第4項関係）

エ 本条例の規定に違反して旅費を受給した職員に対して旅費の返納を求めるとともに、職員の給与等から差し引くことを可能とする。（改正後の第10条関係）

オ 本条例の適正な執行を確保するため、知事が支出命令権者に対して、必要に応じて資料や報告を求め、実地監査を行い、又は条例の執行について必要な措置を求めることを可能とする。（改正後の第11条関係）

(3) 施行期日

令和7年10月1日

【議案（条例その他 その3） 定県第63号議案】

3 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

県議会議員の費用弁償について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 車賃

旅費の種目の名称を「その他の交通費」に変更するとともに、自家用自動車を利用した場合における支給額を以下のとおりとする。（第6条関係）

区分	改正前	改正後
支給額	1キロメートル（1キロメートル未満の端数を生じたときは、小数点第2位以下を切り捨てる。）につき15円を乗じて得た額	県職員が自家用自動車を使用して旅行する場合の旅費の支給の例により計算した額

イ 宿泊料

宿泊料の名称を宿泊費に改めた上で支給額を以下のとおりとする。（別表関係）

区分	改正前	改正後
支給額	16,500円（内国）	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の規定により定められている宿泊費基準額のうち、内閣総理大臣等に適用される額（現に支払った額に限る。）

ウ 食事料

宿泊手当として職階区分を設けず支給額を一律とするため、食事料の欄を削除する。（別表関係）

区分	改正前	改正後
支給額	3,300円	削除

(3) 施行期日

令和 7 年10月 1 日

【議案（条例その他 その3） 定県第64号議案】

4 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の概要【総務局関係】

(1) 改正の趣旨

平塚県税事務所の仮設庁舎への移転を行うため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

平塚県税事務所の位置の表示を平塚市中里50番1号に改める。（第3条関係）

(3) 施行期日

公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日。

【議案（条例その他 その３） 定県第66号議案】

5 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

役職定年制の導入による特殊勤務手当の対象業務を担う職務の級の範囲の拡大に伴い、社会福祉施設等業務手当及び家畜等取扱手当の支給上限額を引き上げるため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 社会福祉施設等業務手当

手当額を、月額の場合にあっては7万4,200円を超えない範囲内とする。（第6条の2第2項関係）

イ 家畜等取扱手当

手当額を、日額の場合にあっては1,860円、月額の場合にあっては3万7,100円を超えない範囲内とする。（第12条第2項及び第3項関係）

(3) 施行期日

公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

【議案（条例その他 その３） 定県第67号議案】

6 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局関係】

(1) 改正の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、妊娠、出産等の申出をした職員に対して仕事と育児の両立に関する事項に係る意向確認等を義務付けるなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等を義務付ける。（改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第1項及び第3項関係）

イ 3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等を義務付ける。（改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項及び第3項関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の6第1項、第18条の2第1項、第18条の3及び第18条の4関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年10月1日

イ 経過措置

(2)イについては、施行の日前においても措置を講ずることができるものとする。

7 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、1年につき10日相当の範囲内で取得できる部分休業に係る規定を新設するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 1日につき2時間を超えない範囲内で、30分を単位として取得できる部分休業制度について、勤務時間の始め又は終わりに連続して取得しなければならないとする要件を撤廃する。（第29条第1項関係）

イ 1年につき10日相当の範囲内で、1日又は1日につき1時間を単位として取得できる部分休業に係る規定を新設する。（改正後の第29条の2及び第29条の4関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（第1条、第28条第2号、第29条第2項及び第3項、改正後の第29条の3、改正後の第29条の5並びに第31条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和7年10月1日

イ 経過措置

令和7年度における(2)イの部分休業制度における取得可能な時間数については、一の年度で取得可能な時間数の半分の時間数とする。

8 不動産の処分の内容

(1) 目的

逗子市小坪二丁目県有地について、県自らの利用の計画がなく、地元市に取得の意向があるため、売却するものである。

(2) 売却物件

土地

所在地 逗子市小坪二丁目1042番1

地 積 23,646.00平方メートル

地 目 山林

(3) 売却予定金額

1億1,834万4,600円

(4) 売却の相手方

逗子市逗子五丁目2番16号

逗子市

市長 桐ヶ谷 寛